

通学路防犯カメラの設置等に関する取扱要領

(令和2年(2020年)3月)

第1 趣旨

この要領は、教育長が設置し管理する通学路防犯カメラの設置及び運用に関し、個人情報の適正な取扱いを確保するため、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「通学路防犯カメラ」とは、通学路防犯の安全確保を目的に、特定の場所に継続的に設置されるカメラで、録画のために必要な関連機器で構成されたものをいう。
- (2) 「映像」とは、通学路防犯カメラにより撮影し、記録されたものであって、当該映像から特定の個人を識別できるものをいう。

第3 管理責任者等

教育長は、通学路防犯カメラの運用及び映像の取扱いについて適正に行うため、通学路防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、通学路防犯カメラを設置する課等の長をもって充てる。

- 2 管理責任者を補佐するため、通学路防犯カメラ操作担当者（以下「操作担当者」という。）を置き、管理責任者が指定した者をもって充てる。

第4 通学路防犯カメラの設置場所、撮影範囲等

通学路防犯カメラの設置にあたっては、設置目的に則して不必要な映像を記録することのないよう、設置場所及び撮影範囲は必要最小限とする。

この場合、個人のプライバシー等が映り込まないように配慮し、やむを得ず映り込んでしまう場合は、当該部分をマスキング処理するなどの対応を行うものとする。

- 2 管理責任者は、通学路防犯カメラを設置した場所周辺の見えやすい場所に、通学路防犯カメラを設置している旨を表示しなければならない。

第5 映像の管理

管理責任者は、映像の漏えい、不正利用等を防止するため、次の措置を講じなければならない。

- (1) 操作担当者以外の者による通学路防犯カメラの操作及び映像の取扱いを禁止すること
- (2) 映像は、加工することなく、撮影時の状態のままで保存すること
- (3) 映像の保存期間は、原則として15日以内とすること。ただし、第6の規定により映像を利用し又は提供するため、他の記録媒体に保存された映像の保存期間は、原則として3か月とし、必要があるときは保存期間を別に定め、又は延長することができること
- (4) 保存期間を経過した映像は、復元することができない方法により、速やかに消去し、

又は廃棄すること

- (5) 映像が記録された記録媒体及び録画装置は、盗難等を防止するため厳重に管理すること
- (6) 前各号に掲げるもののほか、映像の漏えい、不正利用等を防止するために必要な措置を講じること

第6 映像の利用及び提供の制限

管理責任者は、次に掲げる場合を除き、映像を目的外に利用又は外部へ提供してはならない。

- (1) 映像から識別される特定の個人の同意がある場合
 - (2) 法令に定めがある場合
 - (3) 個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められる場合
 - (4) 国又は他の地方公共団体へ外部提供をする場合において、当該映像を使用することに相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められる場合
 - (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、教育長が、越谷市情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認める場合
- 2 管理責任者は、前項の規定により映像を外部へ提供するときは、必要最小限の範囲にとどめるとともに、提供する相手方に対し、次に掲げる事項を遵守させなければならない。
- (1) 提供した映像を適正に管理すること
 - (2) 目的以外での利用及び第三者への無断提供を行わないこと
 - (3) 目的を達成したとき、又は当該目的が達成されることが判明したときは、復元することができない方法で速やかに消去又は廃棄すること
- 3 管理責任者は、第1項の規定により映像を目的外に利用又は外部へ提供したときは、利用又は提供した日時、機関等の名称、内容及び理由を記録しなければならない。

第7 審議会への報告

教育長は、第6の規定により映像を目的外に利用又は外部へ提供をしたときは、毎年、その内容を越谷市情報公開・個人情報保護審議会に報告しなければならない。

第8 苦情の処理

管理責任者は、映像の取扱いに関する苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

附 則

この要領は、令和2年(2020年)3月1日から施行する。